

交通安全ニュースレター

TRAFFIC SAFETY NEWS LETTER

教育庁指導部指導企画課
令和8年10月13日 第7号



都内高校生の交通人身事故件数、高止まり状態

—交差点での安全確認と自転車乗用時はヘルメットの着用を—

警視庁の発表によれば、令和8年上半期（1月～6月）に発生した高校生の交通人身事故は493件で、前年に比べ、発生件数はやや減少したものの高止まりの状態であり、死者数は増加しています（図1）。

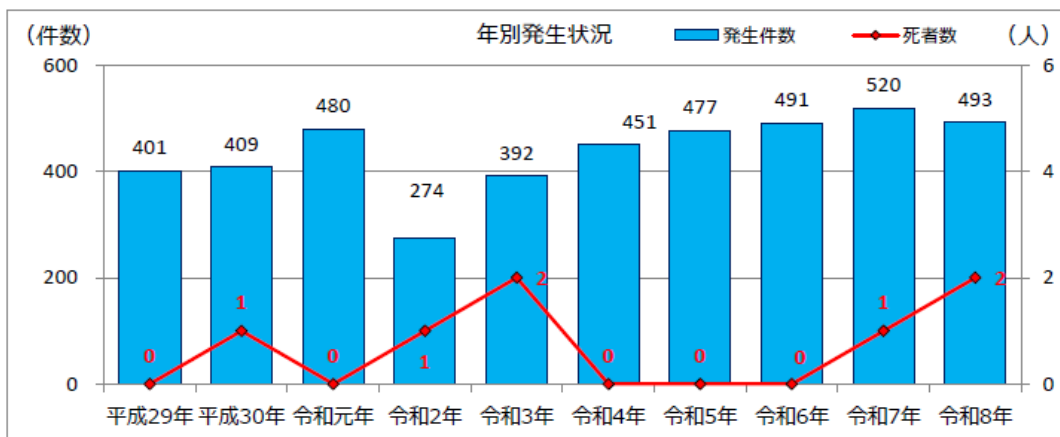


図1：高校生の交通人身事故発生状況（上半期の比較）警視庁 HP より

また、学校経営支援センターから報告のあった都立高校生の自転車事故の発生時の状況を調べたところ、次の傾向がみられました。

項目	発生頻度の最も高かったもの
学年	第1学年
発生場所	交差点
発生時間帯	午前8時台（登校中）
状態別（相手）	対自動車

表1：令和8年度4月～8月に報告を受けた都立高校生の交通人身事故の態様

安全確認は「止まる」、「見る」、「確かめる」



図2：交差点 安全確認

令和8年上半期における警視庁の統計データでは、自転車乗車中の違反の項目において安全不確認が最多となっています。

交差点を通過する際は、一時停止場所では必ず止まる、一時停止がない場所でも減速するなど、安全確認を行うことが大切です。

特に、朝は時間への焦りから安全不確認にならないよう、時間にゆとりをもって出発し、丁寧な確認をお願いします。

今回の安全ポイント

★ヘルメットが守る命！—正しい着用が必要な理由—

警視庁の統計データでは、自転車乗用中の命に関わる事故のうち、約6割が頭部に致命傷を負っており、頭部を保護することは極めて重要です（図3）。

また事故に遭った際、ヘルメット未着用の場合は、着用時と比較して約2.3倍も致死率が高いです。

ヘルメットは頭部の保護に有効であり、事故に遭ったときに命を守ります。

警視庁 HP「自転車死亡事故の約 63.5 パーセントが頭部に致命傷を負っています。」

自転車乗用中死者の損傷主部位
(令和3年～令和7年中/都内)

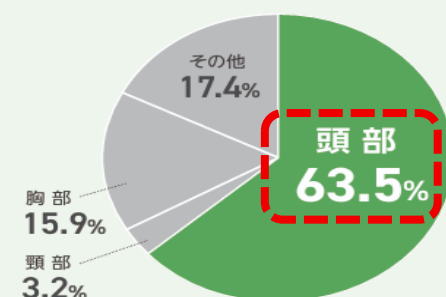


図3：自転車乗用中の損傷主部位比較（警視庁統計から都が作成）

令和8年4月～8月における自転車事故報告では、事故に遭った際のヘルメットの着用率は約27%でした。事故に遭った際、ヘルメットを着用していなかったケースでは、頭部骨折や脳内出血、脳挫傷等、頭部に重大な傷害を負った事例も報告されています。

ヘルメット着用促進の取組について紹介❖（参考）

ヘルメット着用促進に関する主な取組を紹介します。

「ルールの徹底」+「登下校指導」+「家庭との連携」+「教職員の率先行動」などの取組を、組み合わせて行くと効果的です。

① 生徒への継続的な指導	② 学校のルール	③ 家庭・教職員との連携
・自転車安全利用五則の指導 ・登下校時の安全指導	・自転車通学の許可、届出条件にヘルメット着用を設定	・保護者への協力依頼 ・教職員への通勤時の着用の呼び掛け

ヘルメット着用の意識を高めるために、互いに呼び掛け、確認し合っていきましょう。

お知らせ

○ 警視庁ホームページ「自転車の交通反則通告制度（青切符）の導入」

自転車の交通反則通告制度（青切符）の導入 警視庁

令和8年4月1日より、16歳以上の自転車運転者にも「交通反則通告制度（青切符）」が適用されました。

動画では、「青切符」制度の概要や日常的に起きやすい違反行為について、約30秒で分かりやすく解説しています。

学級指導や学年・全校指導、保護者会での理解促進・啓発など、様々な場面で積極的に御活用ください。

